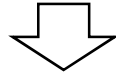


2023年度・提言③

外国人市民の多様な日本語学習のニーズに対応するための体制および環境の整備を推進する

- 1 「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき、日本語学習のための体制および環境の整備を推進する。
- 2 学習機会の充実のため ICT (Information and Communication Technology) の活用を推進する。
- 3 外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査を実施する。



1 2024年度 B

総合調整会議（地域日本語教育の推進に関する部会）を設置・運営しているほか、総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターを配置するなど体制整備に努めた。今後は、「川崎市地域日本語教育推進方針」に基づき学習環境の整備のための取組を推進していく。

2 2024年度 B

地域日本語教育ポータルサイトを2024年度中に立ち上げる予定である。そのポータルサイトの中で、オンライン学習を行うコンテンツやICT教材について情報の提供を行う。

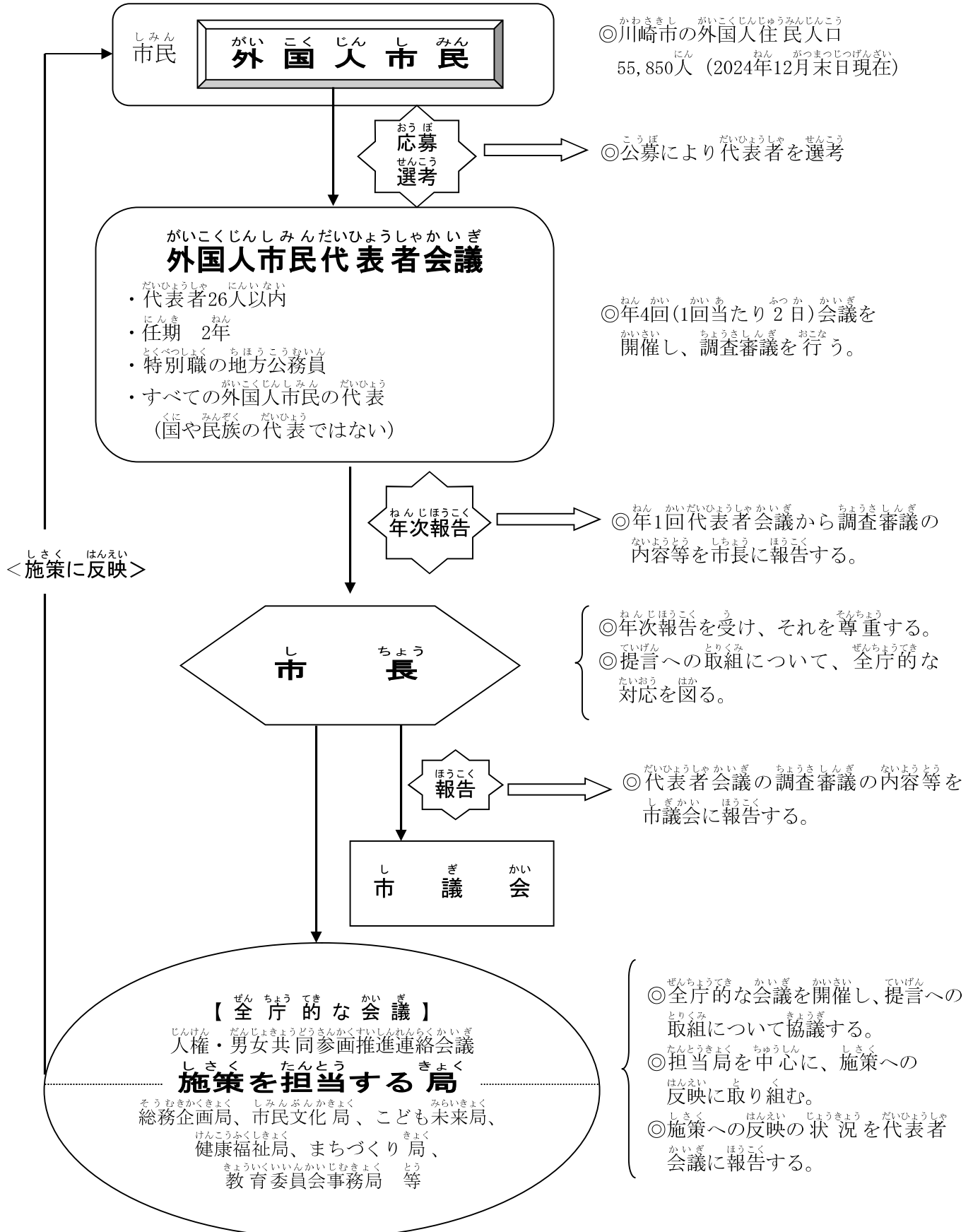
3 2024年度 B

総合調整会議（地域日本語教育の推進に関する部会）において、外国人市民の日本語学習に関するニーズを把握するための調査準備について協議した。なお、2024年度に実施した外国人市民意識実態調査において、日本語学習に関する設問を新規で加えた。

5

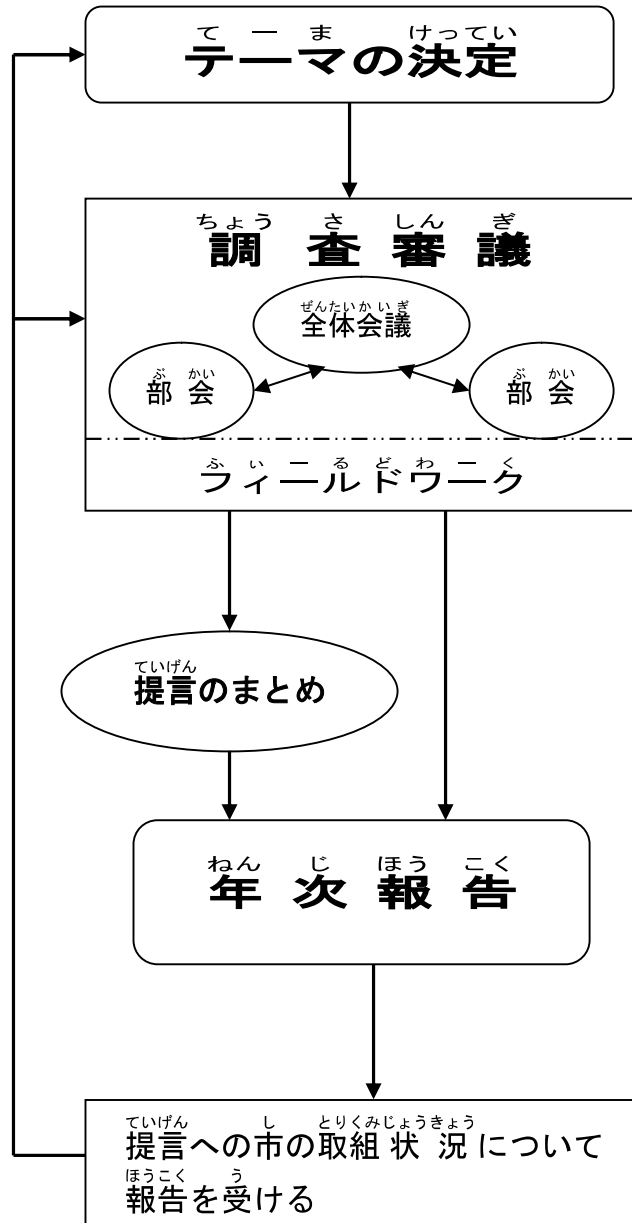
外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィールドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

〔事務局〕 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

6 条例・要綱・要領

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれい 川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期为2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回あたり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であつて施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

- 第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

- 第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

- 第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

- 2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

- 3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

- 第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

- 第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

ぶかい せっち
(部会の設置)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せっち
第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

ぶかい ぶかいちよう お ぶかいちよう とうがいぶかい ぞく だいひようしゃ ごせん さだ ぶかい
2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会
の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

ぶかいちよう ひつよう おう せいふくぎちようかいぎ しゅつせき
3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催
することができる。

きんきゆう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひようしゃ ぶん いじょう もの かいぎ ふ ぎ あんけん しめ かいぎ せいきゆう
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちょう ていしゅつ かいぎ けいかとう がいよう しる てきろく
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちょう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けっかおよ いけんとう
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで
(解囑の申出)

だい じょう じょうれいちよう だいひようしゃ つぎ かくごう がいとう しちょう もう で
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしょう た じゅう しよくむ すいこう た おも
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しよくむじよう ぎ む いはん
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう だいひようしゃ けつていん しょう ばあい いいんちよう かいぎ はか ほじゅう しちょう もう で
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出る
ことができる。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう かいぎ いいんちよう かいぎ はか さだ
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ か しこう
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち しこう
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんになようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ じょうれい へいせい ねんかわさきし じょうれいだい ごう いか
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下
じょうれい だい じょう きてい もと しちょう いしよく がいこくじん しみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者
いか だいひょうしゃ せんにな ひつよう じこう さだ
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。
だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちょう だいひょうしゃ せんにな かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
いか だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち せんこう けつか もと いしよく
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと
する。
だいひょうしゃ こうせい
(代表者の構成)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ こうせい こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゅつ ちいきくぶん
第3条 条例第4条に基づく代表者の構成は、国際連合人権理事会の委員選出の地域区分
もと ちいき すく かくひとりいじょう どういつ こくせき ちいき いいん にな こ
に基づく5地域から少なくとも各1人以上とし、同一の国籍・地域の委員は、4人を超えな
いものとする。

2 前項に規定する代表者の構成に対して、応募数が満たないとき又は応募者が選考基準を
ぜんこう きてい だいひょうしゃ こうせい たい おうぼ そう み また おうぼしゃ せんこう きじゅん
満たさないときは、その都度協議するものとする。
み つど きょうぎ
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゅう こうぼ おこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。
ぼしゅう がいこくじん しみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ おうぼ しんせいしよ だい ごうようしき おこな
だいひょうしゃ せんこう きじゅん
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いいん かい だいひょうしゃ せんこう あ おうぼしゃ にほんご かいわ のうりよく
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考に当たっては、応募者の日本語会話能力のほか、
しせい かんしん ちいき がいこくじん そうご こうりゅうじょうきよう きょうせい せつきよくせいとう
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を
こうりょ せんこう
考慮して選考する。

2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切
ぜんこう さだ だいひょうしゃせんこう いいん かい だんじょ きんこう ちいき ねんれいとう てきせつ
な配慮をするものとする。
はいりょ
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごうおよ だい ごう きてい まん ねんおよ しない ざいじゅう ねんいじょう ようけん
第6条 第4条第2項第1号及び第2号に規定する満18年及び市内在住1年以上の要件
きじゅんび だいひょうしゃ にんき はじ とし がつついたち
の基準日は、代表者の任期の始まる年の4月1日とする。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いいん かい はか しみん ぶんか
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表者選考委員会に諮って、市民文化
きよくちょう さだ
局長が定める。

ふ ぞく
附 則
しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

きじゅんび とくれい
(基準日の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、
ようこう しこう ひ いご さいしよ いしよく だいひょうしゃ はいぶん きじゅん がいこくじんとろうくしゃすう

第6条 第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

(代表者選考委員会の任期)

- 3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんこういいんかいせっちようりょう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

もくてきおよせっち
(目的及び設置)

だいじょうかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんこういいんかいせっち
第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんこういいんかいせっち
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

しよしょうじこ
(所掌事項)

だいじょうせんこういいんかいせっち
第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

そしき
(組織)

だいじょうせんこういいんかいせっち
第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) しみんぶんかきょくちよう
市民文化局長
- (2) しみんぶんかきょくしみんせいかつぶちよう
市民文化局市民生活部長
- (3) しみんぶんかきょくじんけんだんじょきょうどうさんかくしつちよう
市民文化局人権・男女共同参画室長
- (4) しみんぶんかきょくこみゆにていすいしんぶちよう
市民文化局コミュニティ推進部長
- (5) そうむきかくきょくとしせいさくぶちよう
総務企画局都市政策部長
- (6) きょういくいいんかいじむきょくきょういくせいさくしつちよう
教育委員会事務局教育政策室長

いいんちよう
(委員長)

だいじょうせんこういいんかいせっち
第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 2 いいんちようせんこういいんかいだいひょうかいむそうり
委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 いいんちようじこいいんちようしめいものしよくむだいり
委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だいじょうせんこういいんかいせっち
第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 せんこういいんかいせっち
選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 せんこういいんかいだいひょうしゃせんこうひつようおうがいこくじんしみんしきくかんけんしき
選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民施策に関して見識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

じむきょく
(事務局)

だいじょうせんこういいんかいせっち
第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局に置く。

いにん
(委任)

だいじょうようりょうさだ
第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

ふそく
附則

ようりょうへいせいねんがつはつかしこう
この要領は、平成27年11月20日から施行する。

ふそく
附則

ようりょうへいせいねんがつついたちしこう
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふそく
附則

ようりょうへいせいねんがつにちしこう
この要領は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

かわさきしがいくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんじほうこく ねんど
川崎市外国人市民代表者会議 年次報告＜2024年度＞
2025（令和7）年3月

へん しゅう かわさき し がいくじん し みんだいひょうしゃかい ぎ
編 集 川崎市外国人市民代表者会議

はっ こう かわさき し し みんぶん かきよくし みんせいかつぶた ぶん かきょうせいすいしんか
発 行 川崎市市民文化局 市民生活部多文化共生推進課
〒210-8577 かわさきしかわさきくみやもとちょう ばんち
川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044-200-2846 FAX 044-200-3707

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市